

地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令（平成二十年総務省・財務省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（公庫債権金利変動準備金の積立て）</p> <p>第一条 地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）附則第十三条第五項に規定する総務省令・財務省令で定める額は、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が行った資金の貸付け及び地方債の応募に係る債権の当該事業年度末における合計額の千分の五十に相当する額とする。</p>	<p>（公庫債権金利変動準備金の積立て）</p> <p>第一条 地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）附則第十三条第五項に規定する総務省令・財務省令で定める額は、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）が行った資金の貸付け及び地方債の応募に係る債権の当該事業年度末における合計額の千分の百二十五に相当する額とする。</p>